

第 1 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 21 年 7 月 23 日（金）総務省第 4 特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清 水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高 橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永 見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
抽出案件	10 件（対象案件 409 件）
審議案件	10 件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

<p>【抽出事案 1】（一般競争入札）企業の販売促進活動費等を財源とするデジタル・コンテンツの動向等に関する調査研究の請負</p> <p>契約相手方：株式会社電通 契約金額：10,395,000 円（落札率 99.95%） 契約締結日：平成 21 年 1 月 7 日 競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>本件は、年度当初から実施する予定の案件でしたか。年度当初から予定されていたら、この時期に契約を実施するのは、遅いのではないかと。</p>	<p>年度当初に設置が明らかではなかった懇談会の開催に伴い、年度内の調達が必要となったものの。</p>
<p>本件契約が 3 月 10 日締結となった理由は。</p>	<p>平成 20 年 10 月末、情報通信国際戦略局主導の下、「ICTビジョン懇談会」が開催された。併せて、そのサブ・ワーキング・グループ（SWG）の一つとして「情報流通促進（コンテンツ）SWG」が設置され、当課においては、SWGの事務局を務めることとなった（SWG第1回会合は12月開催）。1月中旬に開催されたコンテンツSWGにおいて、平成 18 年の政府方針である今後 10 年間の間に 5 兆円の市場を拡大す</p>

	<p>るために、従来の広告費をベースとしたコンテンツ市場だけではなく、販売促進活動費を含む新たな市場におけるコンテンツ制作についても可能性を検討する必要があるとされたところであり、そのための情報収集として調査研究を行うこととした。調査項目の精査に数週間を要したため、最終的な契約締結日が3月10日となったもの。</p>
<p>本件契約を年度内で行う必要性は。</p>	<p>I C Tビジョン懇談会の各SWGは、平成21年3月までに中間報告を作成することとされていたことから、本調査研究は年度中に早急に実施する必要があったもの。</p> <p>なお、成果物の納入日は3月末であるところ、請負先からは適宜調査済みの情報を入手し、コンテンツSWGの検討に活用した。</p>
<p>年度末の駆け込み契約のように見えるが、何か改善等を行っていますか。</p>	<p>20年度においても、次の3点のとおり、計画的な予算執行に努めているところであり、平成21年度においては、より良い対応策を検討しつつ、引き続き行っていきたいと考えている。</p> <p>①年度当初に調達の年間スケジュールを各課室に作成させ、会計課に提出。</p> <p>②年度の途中に、年度内契約の持ち込み期限を周知。</p> <p>③上記②の期限を過ぎたものは、原則受け付けず、必要な場合は、理由書により説明を求める。</p>

【抽出事案2】（一般競争入札）携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査の請負

契約相手方：株式会社毎日新聞社

契約金額：4,063,500円（落札率99.38%）

契約締結日：平成21年1月7日

競争参加者数：1者

意見・質問

回答

本件は、年度当初から実施する予定の案件でしたか。年度当初から予定されていたら、この時期に契約を実施するのは、遅いのではないかと。

本調査研究については、年度当初から予定されていたものではありませんが、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行を21年4月に控え、青少年が携帯電話を持つことの利点や弊害またリテラシーに係る意識について現状分析を行い国の施策の方向性について結論を得ることは喫緊の課題と位置づけ、予算の執行状況を踏まえ実施したものです。

本件契約を年度内で行う必要性は。

青少年が携帯電話等を利用することを前提に、リテラシーを向上させ、フィルタリングを普及させること等を旨とする基本計画が策定されるのに先だって、青少年に対して携帯電話を持たせない、持ち込ませない動きが非常に活発化していたのが当時の状況であり、法施行を控え、青少年が携帯電話を持つことの利点や弊害、青少年や保護者のリテラシーの程度、携帯電話等に対する意識といった現状分析を包括的かつ冷静に行い、国として今後の施策の方向性について至急結論を得る必要があったところ、上記事情の日時に鑑み、契約日が3月12日となったもの。

【抽出事案3】(一般競争入札)「ミリ波帯を用いたレーダーシステムの国際標準化」に関する調査検討の請負

契約相手方：社団法人電波産業会

契約金額：27,400,000円(落札率99.64%)

契約締結日：平成20年12月2日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
予定価格はどのように算定されたか。	<p>人件費については、市場調査の一環として入札参加者である当該団体から下見積もりを入手し、これを検証する形で調査期間及び調査体制を精査し人件費を算定した。人件費単価については別途当該団体から価格表を入手し当該単価を積算にあたって採用した。</p> <p>また、物件費については、旅費・交通費、通訳、報告書印刷代及び会議で利用するVTR作成費の各要素に分け、旅費、通訳、印刷費及びVTR作成費いずれについても他業者からの見積もりを参考に積算を行なった。</p> <p>なお、予算範囲内での執行が条件となっていることから、予定価格の採用に当たっては、上記の契約係の積算と執行可予算額を比較し、低価の方を予定価格として採用した。</p>
今回およびもしあれば過去5年分ほどの何らかの調査業務に関する報告書(結果報告)を閲覧させてもらいたい。	担当から報告書及び当該研究の成果(行政施策における反映)等を紹介。
随意契約の見直しを行ってから2年程度が経過しているが、もうそろそろ1者応札を回避する方策などを立てるべきではないか。	1者応札の案件については、その理由を確認するなどの検証を行っており、引き続き、改善を行っていきたい。

【抽出事案4】（一般競争入札）情報通信国際戦略局の設置に伴う総務審議官室等の移転のための建設工事他付随する工事一式【再度公告】

契約相手方：株式会社山武

契約金額：74,550,000円（落札率100.00%）

契約締結日：平成21年1月7日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
再度公告となった理由は。	当初、20年12月16日に一般競争（開札）を執行しましたが、入札不調となったため、再度一般競争入札に係る公告を行なった。
落札率100%の理由は。	当初の入札において5度の札入れを行なったが不調に終わったため、再度公告を行なったことに伴い、予定価格を再度精査したところ、作業員単価に法定福利費の事業主負担分が含まれていないことが判明。当該単価を見直した上で再計算を行なうとともに、先の入札結果をも勘案した上で予定価格を決定し、一般競争入札を実施したところ、当該者の入札額と予定価格が一致したものの。
一者入札の理由は。	本工事の施行内容としては、間仕切りの撤去・移設、内装工事、電気・通信・空調・衛生の各設備工事及び什器移動と特に特別な仕様を盛り込んだものではなく、「中央合同庁舎第2号館のメンテナンス請負業者と綿密に連絡等を行ない、他の設備に支障を来すことがないよう対処」するとの条件はあるが、特にこれをもって本一般競争への参加の妨げになるとは考えにくいものの、20年度における第2合同庁舎の設備整備等の契約実績をみると、一般競争の結果とはいえ、同庁舎の設備整備等の契約が同一業者により占められている実態、並びに当該業者の落札案件29件中25件が1者入札となっている実態があることから、公告期間をできるだ

	け長く確保するなどして、他社の参加の機会を拡大していきたい。
本件で、庁舎関係での指摘では、3度目であるが、改善等の対応は行っているか。	要求原課において、参加いただけるように、複数社から見積書を徴収するなどして、周知を行っているもの。 また、必要な場合は、説明会の開催も検討している。

【抽出事案5】（一般競争入札）電気通信分野における各国の規制に係る調査等の請負

契約相手方：財団法人マルチメディア振興センター

契約金額：4,200,000円（落札率97.90%）

契約締結日：平成21年1月22日

競争参加者数：1者

意見・質問	回答
予定価格はどのように算定されたか。	<p>人件費については、市場調査の一環として入札参加者である当該団体から下見積もりを入手し、これを検証する形で調査期間及び調査体制を精査し人件費を算定した。人件費単価については別途当該団体から価格表を入手し当該単価を積算にあたって採用した。</p> <p>また、物件費については資料購入、翻訳、現地との通信費及び報告書印刷代の各要素に分け、市価の価格と比較しながら、また入手した下見積もりを参考に積算を行なった。</p> <p>なお、予算範囲内での執行が絶対条件となっていることから、予定価格の採用に当たっては、上記の契約係の積算と執行可予算額を比較し、低価の方を予定価格として採用した。</p>
今回およびもしあれば過去5年分ほどの何らかの調査業務に関する報告書（結果報告）を閲覧させてもらいたい。	（担当から報告書及び当該研究の成果（行政施策における反映）等を紹介。）
各国の規制の情報というものは、本来、国として持っていなければならないものではないか。条文ベースならば、調査の必要はないのではないか。	米国などならホームページ等からの情報収集は可能ではあるが、南米などはホームページ等の情報が掲載されていないことが多数あることから、本調査は必要。

【抽出事案6】(随意契約(公募))電波監視システム幕張センサ局外3局の修繕業務請負

契約相手方：三菱電機株式会社

契約金額：6,783,000円(落札率99.99%)

契約締結日：平成21年2月23日

公募参加者数：1者

意見・質問	回答
従来随意契約としていたものを公募にしたことの意義や実質的な効果はあったか。	財務省通知(「公共調達」の適正)財計第2017号(H18.8.25))により従来、特定の技術等を有する物が一しかなく「契約の性質又は目的が競争を許さない」として随意契約を行っていたものは、「公募」を行うとされたことから、当該案件についても「公募」を行ったものである。 入札公告同様に、当局ホームページ及び掲示板に「公募公告」を掲載し、必要な技術または設備等を明示した上で参加者を募っており、透明性・公平性の確保ができたと考える。 また、実質的な効果については、実際に応募したのは1社のみであったことから、今回の案件では効果は薄いと考えられるが、公募を継続していくことにより発注内容等に理解が深まり、新たな参加者が出てくる可能性を期待している。
1者しか応募しなかった背景、経緯、推測される理由、また、他に請負可能者がいないと判断されたか。	本件故障箇所及び必要とされる修繕方法、この設備を熟知している納入業者による対応が賢明である思慮され、このことにより1者しか応募されなかったものではないかと推測される。
今後も公募とするかどうかの判断、その理由は。	故障箇所及び修繕方法により特殊な設備や技術が必要となる事案であっても、透明性・公平性を確保していく観点から、一般競争入札への移行を念頭に置き、仕様書などの精査を行っていきたい。

<p>1 者しか出来ないものなら、一般競争入札や公募はやめて、(特命) 随意契約にすれば良いのでは。</p>	<p>先程ご説明した財務省通知において、特命随意契約にできる種別が指定されており、本件はそれに該当しないことから、最低限、参加者が1 者であるかの確認を行う公募は必要なもの。</p>
--	---

【抽出事案7】(随意契約(公募))デジタル住宅地図の更新データの購入一式

契約相手方：株式会社ゼンリン

契約金額：26,250,000円(落札率99.52%)

契約締結日：平成21年2月6日

公募参加者数：1者

意見・質問	回答
公募としているが、他の業者の参入は可能であったか。	本調達は、他省庁の契約実績、インターネット及び地図業者等の聴取による市場調査を踏まえて、毎年、(株)ゼンリンといわゆる特命随意契約を締結していたが、調達の透明性を図り、潜在的供給者の参加の可能性を探る観点から、今回、庁舎掲示板及びホームページにおいて公募公告により調達を行うこととした。
1者応札の理由及び応札者を拡大するために採られている措置は。	これまで統計局と契約実績のある地図業者によると、地域を限定したデジタル地図を提供することは可能であっても、全国を網羅した地図を作成(提供)することは、地図作成に要する費用が莫大に掛かるとのことから統計局の求めるデジタル地図を提供することは難しいとのことであった。 応札者を拡大するための措置としては、これまでいわゆる特命随意契約であった本調達を公募とし、庁舎掲示板及びホームページにおいて公告をした。
住宅地図のデータで全国を網羅する必要があるか。	統計調査のため、全国を網羅している必要がある。
予定価格算定方式及び落札率が高い理由は。	予定価格算は、更新データ購入費用と提供されるデータが独自のフォーマットであるため、当局既存のシステムで使用するための汎用的なフォーマットにデータ変換する必要があるためデータ変換費用から算定。 落札率は、高くなっているが他省庁との購入

	実績と比較すると購入金額は安価であったと推測される。
契約相手方との過去の同種の契約実績はあるか。	当契約担当では、本調達以外に（株）ゼンリンとの契約実績はない。
複数年の契約は検討しているか。	平成22年度に、複数年の契約が可能となる国庫債務負担行為を要求中。 複数年の契約による、価格の低減が見込めるもの。

【抽出事案8】(随意契約(企画競争))「公的個人認証サービス対象手続ポータルサイトの制作」
の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：6,615,000円(落札率100%)

契約締結日：平成21年2月6日

企画競争参加者数：1者

意見・質問	回答
企画競争とあるが、1者しか参加しなかった背景、経緯、推測される理由は。	提案募集の周知及び提案書の作成が年末にかかる10日間であったことから、十分なアナウンスが図れなかったこと、製作期間が2月上旬から3月末までの2か月となっているが(期間自体は作業内容から考えると不当に短いものとは考えていない)、年度末にかけての作業であり、すでに年度末に向けて他の受注案件を取り組んでいる業者から本案件の受注について敬遠されたことが、本件について1者しか参加しなかった理由と考えられる。
参加条件として、「請負者の過去の実績、社内体制及び企画提案の内容等を総合的に審査・検討することが不可欠であること」の理由は。	本件の契約相手方の選定においては、本業務が一定の仕様に基づく単純作業の請負ではなく国民にとってアクセスしやすい構造・デザインのポータルサイト制作の請負であること等が理由になる。
総合的な審査・検討の具体的な方法、評価項目は。	審査は、「調達内容」に掲げるモットーに基づき、国民が自ら住む地域の、公的個人認証サービスの電子証明書を用いた行政手続が一覧的に分かり、かつ当該行政手続に的確かつ円滑にアクセスできるかどうかといった観点から行った。
契約時期が年度末に近いことの理由は。	確定申告期において、新たに公的個人認証の電子証明書を取得する国民が大幅に増加することが想定される中、公的個人認証サービスを活用した行政手続としては、国税の電子申告・納

	<p>税システム（e-Tax）が比較的知られている以外は、国民の認知度は低い状態にあり、公的個人認証を用いた地方公共団体の電子申請等に容易にアクセスできるよう設ける必要があり、公的個人認証サービスに係る他の普及啓発事業と一体に検討・実施する必要があった。</p>
<p>複数者は参加出来るようにすることが必要。 企画競争で審査するといいながら、1者では意味がない。</p>	<p>検討していきたい。</p>

<p>【抽出事案9】（一般競争入札）平成20年度 国民投票制度広報周知用リーフレットの印刷 契約相手方：ミナトメイワ印刷株式会社 契約金額：11,975,250円（落札率100%） 契約締結日：平成21年1月20日 競争参加者数：3者</p>	
意見・質問	回答
<p>過去5年間の契約相手方のリーフレットの印刷についての発注実績は。</p>	<p>本省においては、平成19年1件、平成18年1件、平成17年3件と全て、今回と同様に複数者の応札による一般競争入札により、落札、契約している。</p>
<p>予定価格算定方式及び落札率の高い理由は。</p>	<p>予定価格の作成に先立ち、契約業者を含む4者から下見積もりを徴収、積算資料における材料費等の上昇分を勘案し、予算額を考慮の上、作成。</p> <p>なお、落札率が高い理由は、契約業者が下見積もりと同額の入札を行い、当該価格より低い入札が行われなかったため。</p>
<p>納入期間は、確保されているか。</p>	<p>平成21年2月27日を納入期限としており、納入期間を38日間確保しているもの。</p>

【抽出事案10】（一般競争入札）平成20年度「消防団入団促進に関する新聞広告掲載業務」

契約相手方：株式会社日本広告社

契約金額：29,295,000円（落札率91.84%）

契約締結日：平成21年2月18日

競争参加者数：8者

意見・質問	回答
平成20年度の事業としては発注時期が遅いが、この時期となった理由は。	消防団への認知の向上、理解促進及び乳酸促進を図るため毎年「消防団員入団促進キャンペーン」として1月から3月の期間に行っているものであり、3月7日の「消防記念日」にあわせて新聞広告を行うことで、広報効果を高めることがねらいであったため、業務の発注時期が年度末近くになってしまったもの。
8者が応札し、総合評価落札方式により、総合評価点のもっとも高い者を落札したとあるが、総合評価の内訳はどのようなものか。	お示しのとおり、応札者8者全ての入札価格が予定価格を下回っていたことから、8者の技術点と価格点の合計である総合評価点のもっとも高かった者を落札としたもの。
評価内容の開示はどのように行っているか。	入札後速やかに消防庁ホームページにおいて、契約者・契約金額・落札率等は公表しているもの。
審査の詳細な内訳を見たい。	別途、提出したい。

【総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況について】

事務局より

平成21年度における総務省行政支出総点検プロジェクトチームの取組状況を説明。